札幌市補助制度　本社機能移転　コールセンター　バックオフィス

本社機能移転・コールセンター・バックオフィス
事業所開設向け補助金のご案内

札幌市内に本社機能を移転したり、インバウンド・コールセンターや内部事務等を担う事業所(バックオフィス)・特例子会社を新設または増設する企業に対する補助制度です。

本社 機能移転

最大 2億1,000万円 補助

【主な要件】 本社または本社機能の一部を道外から札幌市に移転。
20人以上の正社員(新規雇用・異動)。移転の公表。

【補助内容】 **人件費**：正社員50万円/人
その他常用雇用者10万円/人　× 各3年度
開設費：工事費、事務機器購入費、採用費の1/2

新設

最大 3,000万円 補助

【主な要件】 市内に初めて事業所設置。正社員(新規雇用・異動)と、その他常用雇用者(新規雇用)が合計20人以上。

【補助内容】 **人件費**：正社員50万円/人
その他常用雇用者10万円/人　× 各3年度

増設

最大 1,000万円 補助

【主な要件】 市内で増床または新たな事業所設置。
2年間で常用雇用者及び正社員が20名以上増加。

【補助内容】 **人件費**：増加正社員25万円/人

マンガでわかる『札幌市への企業進出で採用がうまくいく理由』

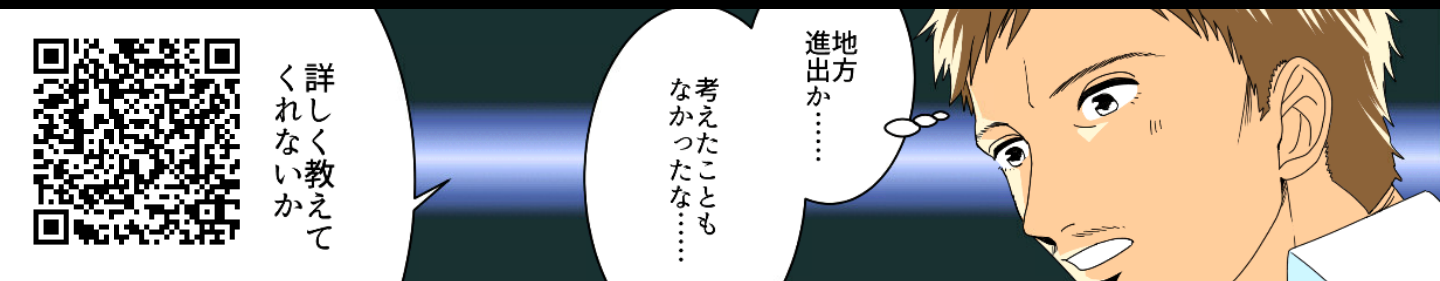

札幌市　コールセンター・バックオフィス等立地促進補助金

対　　象

コールセンター：受信業務を行うインバウンド・コールセンター
バックオフィス：本社、本社機能の一部を行うもの、及び企業等の内部事務や業務支援サービスの提供を集約的に行う事業所
特例子会社　　：障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第１項に規定する認定を受けた特例子会社の本社及び支社その他の事業所

制度概要

区分	補助要件	限度額		補助内容
新設	・新規常用雇用者※1と異動正社員※2の合計が**20人**以上 （特例子会社は10人以上）	**1,000万円** **× 3ヵ年度**		正社員（新規雇用・異動） 1人あたり**50万円**/年度 正社員以外の常用雇用者（新規雇用） 1人あたり**10万円**/年度 （障がい者※3**50万円**）
増設	・２年間で、常用雇用者数**20人**以上増加 かつ、正社員数**20人**以上増加※4 （特例子会社は、 ・常用雇用者数10人以上増加 ・正社員、正社員以外の常用雇用者である障がい者合わせて10人以上増加） ・増床、または市内に新たな事業所の設置 ・増設補助を受けたことがないこと	**1,000万円**		正社員の増加 1人あたり**25万円** 正社員以外の常用雇用者である障がい者の増加 1人あたり**25万円** （ただし、常用雇用者数の増加人数分を限度とする）
本社機能移転特例	・本社または本社機能（本社における総務・人事・経理・企画等の中枢機能）の一部を、道外から札幌市内に移転すること ・対外的に移転の事実を公表すること ・**20人** 以上の正社員（新規雇用・異動）	人件費	**5,000万円** **× 3ヵ年度**	正社員（新規雇用・異動） 1人あたり**50万円**/年度 正社員以外の常用雇用者（新規雇用） 1人あたり**10万円**/年度 （障がい者**50万円**）
		開設費	本社移転※5 **6,000万円** 本社機能移転 **3,000万円**	工事費、事務機器購入費、採用費の1/2 （ただし、消費税相当額を除く。）

※1　常用雇用者・・・専ら対象業務に従事していて、以下の要件をすべて満たす方
　雇用形態は正社員、契約社員、派遣社員（他社から派遣されている方）、パート等のいずれでも可
　・雇用期間の定めがないこと（有期契約であっても契約更新を行い実質的に長期間雇用されている方は含まれますが、契約更新の上限が明記されるなど、雇い止めとなる条項がある場合は対象外）
　・雇用主により、雇用保険、健康保険、厚生年金に加入していること
※2　異動正社員・・・北海道外から、札幌圏（札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町）に転入し、住民登録を行うこと
※3　障がい者・・・・有効な身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を有すること
※4　正社員の増加・・新規雇用、社内登用または道外からの転入を伴う異動によるもの
※5　本社移転・・・・移転にあたり、当該事業所を本店として登記または本社と称するもの

その他要件

・主に道外の企業又は顧客に対するサービスを行うこと
・当該企業等、または当該企業の発行済み株式の2分の1以上を保有する企業等が引き続き1年以上操業していること
・事業所の開設計画を公表する前に、札幌市と協議（相談）すること
・事業所の賃貸借契約、取得、着工前に申請すること
・補助の指定期間の初年度から起算して6年度間は、札幌市内で当該事業を継続すること

お問い合わせ先

札幌市 経済観光局 経済戦略推進部
産業立地・戦略推進課
〒060-8611　札幌市中央区北1条西2丁目
TEL 011-211-2362 / FAX 011-218-5130

札幌市 東京事務所
〒100-0006　東京都千代田区有楽町2丁目10-1 東京交通会館3階
TEL 03-3216-5090 / FAX 03-3216-5199

URL https://www2.city.sapporo.jp/invest/
Email business@city.sapporo.jp（共通）